

団体利用の手引き

- 1 申請手続 申請は、別紙「申請」により事前に申請してください。3か月前から受け付けます。
〈例〉 7月10日→4月10日から申請することができる。
- 2 対象団体 幼稚園、保育所、小学校、その他（学童クラブ等）
- 3 利用日 団体利用は、平日のみとし、土、日、祝日については、除外します。
また、夏休み等の長期間の休みについては、原則として、1団体に限り利用を認めます。
ただし、学童クラブ等から、土、日、祝日に利用したい旨申請があった場合は、10人程度までの利用で、かつ次の条件を満たす場合は、原則として、1団体に限り利用を認めます。
 - (1) 事前に申請の手続きをすることができること。
 - (2) 見守り要員(大人)が子ども3人に対して1人の比率で確保できること。
 - (3) センターのルールを守ることができること。
- 4 利用時間
 - (1) 平日の場合
9：00～16：00
 - (2) 夏休み等の長期間の休みの場合
9：00～10：30
 - (3) 学童クラブ等が土、日、祝日に利用する場合
9：00～10：30
- 5 その他 小学校の遠足等により複数の団体から申請があり、結果として利用者数が多数となるなど、運営上困難が予想される場合は、調整させていただく場合があります。

